

民主化闘争情報

No. 810
2011年1月31日
発行 日本鉄道労働組合連合会
(JR連合)

1月28日、JR東日本ユニオンの栗原孝氏（前・松戸車掌区指導助役）がJR東日本会社を相手に起こした、「訓告処分無効確認等請求事件（松戸車掌区事件）」の判決が東京地裁で言い渡された。原告請求を棄却する不当判決であった。

松戸車掌区事件裁判で東京地裁が不当判決！ 事件の背景を明らかにし栗原氏の名譽を回復しよう！

栗原孝氏（当時・松戸車掌区指導助役）は、2008年8月、「複数の社員から酒気帯びを指摘され勤務の一部を欠いたことは、社員として不都合な行為である」として訓告処分を受けるとともに、東京臨海高速鉄道への出向命令を受けた。JR東日本は、「アルコール臭がした」とする東労組一部組合員の指摘のみを根拠に、会社として責任を持って事実関係を調査することもなく、栗原氏に処分を下した挙げ句、出向に追いやったのである。

判決の内容は以下のとおりである。

○訓告処分の効力について

【被告(会社)の主張】

被告は、訓告処分をするに当たって、原告が酒気帯びの状態にあったと断定したのではなく、助役の地位にあった原告が、前日深夜まで飲酒したことを原因として、複数の職員から酒臭を指摘されたことについて、自覚に欠ける不都合な行為と判断したものである。

【原告の主張】

訓告処分の対象はあくまで労働者の行為でなければならないところ、仮に、他人から何らかの非違行為を指摘されたこと自体を処分理由とすることが許されるとすれば、使用者側は、指摘内容の真偽如何にかかわらず労働者を処分することが可能となる反面、労働者側にとっては、指摘内容の真偽に関する反証が許されないことになって極めて酷となり、また、企業秩序維持を目的とする懲戒制度の逸脱を合法的に認めることになりかねないから、著しく不当である。

【裁判所の判断】

Y車掌及びH車掌が、原告に酒臭がないにもかかわらず、これがあるとの虚偽の事実を申告したと認めることはできないし、これを認めるに足りる証拠もない。

乗務員を指導する助役の立場にある原告が、複数の乗務員から酒臭を指摘されたこと自体が、公共交通機関としての旅客鉄道の安全運行を図るべき社会的責任を担う被告の職場秩序維持を図る上で大いに問題であるというべきであり、また、その原因が前日の原告の飲酒にあったと合理的に推認されることも明らかである。

逆転勝訴をめざし控訴審で闘う！事件の背景には松戸車掌区の特異な労使関係が！

昨年7月21日に行われた証人尋問では、原告側証人である山崎猛氏（松戸車掌区車掌・国労所属）が、栗原氏の酒臭を否定するとともに、事件当日の状況を詳細に証言したにもかかわらず、東京地裁は、山崎証言を一切採用することなく、会社の主張を一方的に認めている。

判決報告集会で、原告代理人である秋山弁護士は、「これでは、誰かが酒臭がしたと申告すれば処分が通ってしまう危険性がある。酒臭がしたとする車掌には虚偽の申告をする理由があった。この車掌は証人にも出てきていない。判決には大きな欠陥があり、控訴の理由は十分にある」として、判決の不当性を指摘した。また、栗原氏は、「判決を聞いて頭が真っ白になった。冤罪を受けた人の気持ちが良くわかる。一人では何もできない。皆さんが『栗原行け！』と言って頂ければ闘っていきたい」と訴えた。

事件の背景には、指導助役として松戸車掌区の職場規律の改善に努めてきた栗原氏を敵視する東労組の存在がある。控訴審では、一審判決では触れられていないJR東日本の特異な労使関係を争点にしていかなければならない。

JR連合は、不当判決を許さず、控訴審で逆転勝訴をめざし闘っていくものである！